

茨木市妊婦歯科健康診査実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、妊娠している者（第1及び第2において「妊婦」という。）に対して歯科健康診査を実施することにより妊婦の健康保持を図り、もって安心して妊娠・出産することができる体制を確保することを目的とする。

(対象者)

第2 妊婦に対する歯科健康診査（以下「妊婦歯科健康診査」という。）の対象となる者は、受診日において次の各号のいずれにも該当する妊婦とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に基づく妊娠の届出（第5において「妊娠の届出」という。）をし、母子健康手帳の交付を受けている者

(実施の方法)

第3 妊婦歯科健康診査は、一般社団法人茨木市歯科医師会（第8において「茨木市歯科医師会」という。）の会員となっている医療機関（以下「委託医療機関」という。）に委託する方法により実施するものとする。

(実施回数及び内容)

第4 妊婦歯科健康診査の実施回数は、1回の妊娠につき1回とする。

2 妊婦歯科健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 視診
- (3) 口腔内の状態の確認
- (4) 歯周疾患の有無の確認
- (5) 歯周組織の診査
- (6) 顎関節の診査
- (7) 歯列の診査
- (8) 口腔軟組織の診査
- (9) 機械的歯面清掃処置

(受診券の交付)

第5 市長は、妊娠の届出をした者に対し、妊婦歯科健康診査受診券（兼結果通知票）（第6及び第8において「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診の方法)

第6 妊婦歯科健康診査を受診しようとするときは、受診券を委託医療機関に提出し

なければならない。

(受診料)

第7 妊婦歯科健康診査の受診料は、無料とする。

(委託料の請求)

第8 委託医療機関は、妊婦歯科健康診査を実施したときは、妊婦歯科健康診査請求書に受診券を添付し、茨木市歯科医師会に委託料を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた茨木市歯科医師会は、請求内容を審査後、1月分を取りまとめ、市長に委託料を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定による請求が適当であると認めたときは、茨木市歯科医師会に委託料を支払うものとする。

4 茨木市歯科医師会は、委託料の支払を受けたときは、速やかに請求を行った委託医療機関に委託料を支払うものとする。

(委託料の返還等)

第9 市長は、偽りその他不正の手段により妊婦歯科健康診査の委託料の支払を受けた委託医療機関があるときは、その委託医療機関から支払った金額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により妊婦歯科健康診査の受診をした者があるときは、その者に妊婦歯科健康診査に要した費用の全部又は一部を請求することができる。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第10 委託医療機関は、委託業務の処理上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

2 委託医療機関は、委託業務の処理上知り得た個人情報その他の秘密を委託業務以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、妊婦歯科健康診査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。